

平成二十年五月三十日受領  
答弁第四一三号

内閣衆質一六九第四一三号

平成二十年五月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されな  
かった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担（平成十八年改正時の推計）」に関する質問に対し、別  
紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担〈平成十八年改正時の推計〉」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの保険料負担の推計は、約一兆円である。

二について

お尋ねのとおりである。

三から五までについて

当該推計は平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行った推計であり、二についてでお答えしたとおり、被用者保険については「健康保険被保険者実態調査」において把握した年齢階級別の総報酬より、国民健康保険については「国民健康保険実態調査」において把握した世帯の保険料と世帯員の年齢階級別の所得の状況から七十五歳以上の高齢者等の保険料を推計したものである。さらに詳細な推計方法については確認中であり、お尋ねについて直ちにお答えすることは困難である。